

〒060-0808  
 札幌市北区北8条西6丁目2-23-806  
 TEL 011-594-8454  
 FAX 011-594-8455  
 URL https://tomari816.com  
 E-mail info@tomari816.com  
 郵便振替口座 02790-1-100850



原発のない安全な北海道に

HAIRO ニュース

# 第36回 法廷だより

晴天の下  
 傍聴席は概ね埋まった

2021年9月21日午後2時00分より札幌地裁で、第36回口頭弁論期日が開かれ、第36回口頭弁論期日対策の環境で空席を確保しなければならぬため、傍聴者は20名余りでした。

今回の期日では、原告から準備書面(50)とその訂正、請求の趣旨の変更申立書が提出されました。

準備書面(50)は、原発事故によって人格権侵害の具体的危険にさらされる原告の範囲について主張しました。

請求の趣旨の変更については、これまでの訴訟活動を踏まえ、請求の趣旨2項を「3号機を運転してはならない」、同3項を「1号ないし3号機建屋に存在する使用済み核燃料を同建屋から撤去せよ」と変更するものです。

原告は、上記の原告の範囲の区分けをもとに、本件原告

がそれぞれの地点に居住しているかのマッピングを、次回期日を目処に提出することになりました。

被告は、来年2月までに敷地内断層に関する反論を提出する旨明言しました。

## 原告意見陳述

原告の意見陳述は、越野武さんが行いました。人工物の危険度がある限度を超えたとき、技術的な観点だけでなく倫理的な観点からも議論をしたドイツの例を参考に、原発事故についても、技術的な観点のみでは結論を得られないことであるとの示唆をしつつ、放射性物質の危険性は確率の問題であり絶対的な保証があるわけではない上、原発の危険性に関して時間要素も加わるため判断が難しく、この点からも技術的な判断を超えた倫理的判断を迫られる旨指摘し、泊原発の存在が人格権侵害となることを出発点としている

本件に関し、倫理的な裏打ちのある判断を裁判所に求め、廃炉を訴えました(意見陳述の内容は2ページ)。

## 弁護団の主張内容

原告準備書面(50)では、原発事故による放射性物質拡散によって被害を受ける原告の範囲について、原則としては拡散の範囲の予測が困難であることなどから原則としては原告の範囲を限定することができないが、「最悪のシナリオ」をもとに一定の線引きをして、予備的に、差止請求に関しては半径250km、廃炉に関しては半径30km以内の住民に、原発事故による被害発生危険性があると主張しました。

## 次回期日に向けた準備事項

裁判所から求められた、個々の原告が具体的にどの地点に居住しているかのマッピングの提出に向けて準備していくこととなります。

## 今後の予定等

次回期日は、令和3年11月16日(火)午後2時00分からです。(次々回の期日は、令和4年1月18日(火)午後2時00分からです。)

次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょ。

(文責) 佐々木泰平



# 原告意見陳述

原告 越野 武

わたしは、原告の越野 武です。かつては北海道大学工学部、札幌大学化学部に勤めておりましたが、どちらも停年・退職して、今は特に職もない、ごく普通の老人です。それでも10年前の東日本大震災、なかならず福島第一原発の事故は、十分すぎるほど衝撃的な事件でしたし、一も二もなく原告の一人となったわけです。

今、かつては北海道大学の工学部にいた、と申しました。うつかりすると何か工学技術にかかわるような意見を期待されるかもしれませんが、わたしは専門は建築、それも建築史です。「建築史」は、多分工学部のなかで、最も工学から遠い分野ではないかと思えます。ただ、札幌大学の化学部に移ったとき痛感したことです。工学から遠いところにいたはずのわたしも、実に「工学的」な人間になっていたのでないかと思えます。どういふことかと言つと、世の中のことを、すべからず工学的、技術的な発想で考えてしまつ、ということ

とです。例えば、航空機が死亡事故をおこす危険度は今では「10億旅客マイル当たり1人以下」だそうですが、「十分安全」と判断して済ませています。

2011年東日本大震災、原発事故で、わたしにとって一番印象的だったのは、ドイツが原発の存廃を倫理的な機関をつくり、そこで議論したこと。人工物の危険度は、許容範囲にあるときは良いのですが、ある限度を超えたとき、技術的な観点だけでは判断できないということです。航空機は許されるかもしれないけれど、多くの人がびとが生きて行くよすがを奪つような危険性は、自然災害は別としてすくなくとも人為的なことでは、決して許してはならないのです。村や町のような住む場所・コミュニティのことですが、奪つてはいけないということ。それは人が普通の生活を安全に続けることができる、という基本的な人権、人格権を否定することだからです。まさしく福島原発事故がそのことを誰の目にも明らかのように示してくれましたが、これは技術的な議論だけでは結論を得られないようなことだと思えます。

放射性物質の危険度は、少し複雑です。強い放射線が細胞に当たって直接細胞を破壊する場

合もありますが、それほど強くなくても、遺伝子に損傷を与え、癌を発生させるわけです。これは「当るか、外れるか」全く確率の問題です。当然いろんな数値が示されることになります。日本国政府が避難や帰還の基準に持ちだした20ミリシーベルト／年というのもそうですし、ICRP（国際放射線防護委員会）が2007年に勧告した、一般公衆の総量限度1ミリシーベルト／年というのもあります。環境省のサイトを覗くと、元気な人が「放射線を受けても必ずがんになるわけではないんだね」と発言するイラストが描かれていて、とても吃驚したのですが、それだけを切り出して言えば、そうだろうと納得してしまいます。でも、逆に言えば、



ICRPの総量限度1ミリシーベルト／年なら安全かと言え、そうとも言切れないことになりませう。

原子力発電所の危険性、事故を起こす確率については、さらに時間の要素が加わります。何百年に1度あるかどうか、と言われるとわたしどもとしては判断に困ってしまうことになりませう。これも、技術的判断を超えた倫理的な判断を迫られることだと思えます。

東日本大震災よりだいぶ前のことですが、「研究者と倫理」という新聞コラムの記事がありました。全国の公的研究機関の研究者を対象とした文部科学省の調査結果で、自分の研究の社会的悪影響に対して責任を負うべきだと答えた研究者は、65歳以上で67%だったのに対し、35歳以下では27%しかいなかった、ということでした（北海道新聞夕刊04・10・12）。数字そのものは変わっているでしょうが、現役の研究者のものの考え方の基本を暴いていると思えますし、もちろん原発を支える技術者に通ずることです。

かつて大学の教官だったわたしにとっても危惧しているのは、倫理的な裏打ちがないときは教育—工学技術教育—の荒廃をまねくのではないかと、いつか

す。北海道大学は入学後4年のうち、おおむね1年半で専門の学部学科を決める制度になっています。若い世代の専門家の卵たちが、自分の専門分野を決めるわけで、教官も、若い世代が世の中の動きにたいへん敏感に反応する、その帰趨を目的に当たりにすることになります。重要なものごとを決める際に、倫理的な裏打ちがわたしども心しなければならぬことだと思えます。言い添える必要もないことですが、原子力工学が不要になるといふことは、放射線医療ひとつをとっても、考えることもできません。仮に原発が廃止されても、原子炉を廃棄するための大変な作業が必要です、そのためには優れた工学技術者がいなければなりません。今の段階でわたしどもが廃炉を決めることは最低線の倫理的な判断、裏打ちであり、工学技術者をめざす若者を支える基盤として不可欠だと考えています。

この裁判のそもその出発点は、泊原発の存在がわたしたちも人格権を脅かすものだ、ということに始まっています。

どうぞ、この裁判では原点に還つて、泊原発を廃炉にする判決を出されるよう、わたしからもお願いいたします。

イチエフから  
遠く離れて

すべての原発を止めさせなければ、  
私たち世代の責任は果たせない

「避難の権利」を求める  
全国避難者の会 共同代表  
原発事故・損害賠償北海道訴訟  
原告団長

中手 聖一

福島原発事故・被曝・  
そして避難

無念だが、原発事故が起き放射能に巻き込まれたら最後、これに対抗しきれぬ術はない。不要不急の外出はせず(させず)、窓を閉め切り換気は最小にする。どうしても外出しなければならぬ際はマスクをして肌を露出せず、土や花草はもろろん、物には手を触れないようにする。帰宅時には靴の土をよく落として、着替えてから入室する。飲用水はミネラルウォーターを買い、食品は可能な限り遠方産地の物や過去の保存品を使い、野菜は茹でてから用いる。

しかし、それでも被曝は避けきれない。息をすれば放射性ガスを取り込み、家の中にも放射線に曝され続ける。そもそもこんな暮らしをいつまでも続けられない。やはり逃げる(避難)しかないのだ。避難者は福島県の把握だけで16万5千人、把握されない自主避難者や一時避難者、福島県以外の避難者を加えればその何倍にもなると思われる。

私が住んでいた福島市は福島原発の北西60km。放射能雲に襲われた2011年3月15日の空間放射線量

は24マイクロシーベルト/時(通常の500倍)、近隣の野菜からは82,000ベクレル/kgの放射能

(現規制値の820倍)が、水道水からは180ベクレル/kg(現規制値の18倍)が検出された。それでも日本政府から避難指示が出ることはなかった。事故発生後の2週間後3月27日に家族を西日本の親戚宅に避難(疎開)させた。障がい者NPO法人の業務担当理事をしていた私だけは、その後1年4カ月福島に留まり、障がいを持つ避難希望者の支援や子どもたちを放射能から守るための活動などに奔走した。私も翌年には避難(移住)し、札幌へ家族と合流することになった。理事任期満了の2012年6月30日までに避難希望障がい者全員の支援完了を目指したが叶わず、後ろ髪を引かれる思いで引継いで福島を離れた。

避難の権利が無い  
この国で

原発の重大事故を想定した法整備

被害者の権利保障がない日本で、私たち避難者は新たな土地での生活を自助努力で築くしかない。事故の引

き金が天災だったため、一部の避難者は災害救助法による僅かな支援を受けられたが、それもいつに終わっている。東京電力による賠償は対象に限られ、金額も最小に抑えられた。国や東京電力を相手に損害賠償を求め、全国各地で約30件の集団訴訟を起し、北海道ではいま控訴審を争っている。

私は原発事故被害者の権利法を目指し、2012年6月に国会全会一致で可決された「原発事故子ども被災者支援法」の制定に係わったが、官僚たちの激しい抵抗で、権利の二文字だけはどうしても入れることができなかった。この法律は国の裁量でどうにもなる理念法とされた挙句、自公政権復活と共に長く塩漬け状態にされたままである。

避難(者)の権利は、この国ではまだ全く保障されていない。そして今、経済的な事情で転居できない首都圏の国家公務員宿舎の避難者数十世帯に対し、国の手先となった福島県が通常の2倍の家賃を請求して退去を求め、訴訟をちらつかせて脅しをかけ、あつこつこか保証人でもない親族の身元を調べて書類を送り付け家に押しかけて圧力をかけるという、闇金まがいのとんでもない人権侵害事件が起きている。

避難の権利を求める私たちの活動は、ここからが正念場だ。

過ちを繰り返すのか

福島事故以後、原子力規制庁の

発足と新規規制基準、新防災計画と避難計画の義務化などの改定が行われた。これで「安全と安心が確保された」と思わせたいのだから、残念ながらそうはなっていない。一部の原発差し止め訴訟で、裁判所からも欠陥を指摘される。世界一厳しい規制基準を合格して次々と原発は再稼働している。規制委自らが「基準を満たしていることが安全を保障しているわけではない」と言い放っている。そして、現場が「出来るはずがない」と言っている机上の避難計画を策定させて、将来の被害者となる住民を放置したまま原発は動き続け、大量の放射能を日々生産し続けている。

このままでは間違いなく、大事故と大惨事を繰り返す。第2、第3のフクシマを作り出すことになるだろう。

放射能が  
追いかけてきた!

避難して9年目に入り、やっと暮らしも落ち着き始めた2020年8月13日、後志の寿都町長が高レベル放射性廃棄物最終処分場の文献調査に応募する意向であると報じられた。突然の報に驚いたが、もちろん降って湧いた話ではなかった。秘密裏に何年も前から用意周到に準備されたものだった。続けざまに同じく後志の、泊原発立地地域の神恵内村でも応募の動きが表面化する。発覚から僅か2

カ月足らずの10月初旬、住民による何の議論もないまま、肌感覚で2町村の調査応募が行われてしまった。

「放射能が追いかけてきた!」多くの道内避難者はそう思った。原発事故の放射能から海を越えて逃げたはずなのに...この国(あるいはこの星)に居る限り、原発放射能は私たちを逃がしてはくれないのだ。そうだ、立ち向かうしかないのだ。放射能にではなく、それを作り出している者たちに。

私たちの世代で  
原発を止めさせる

福島原発事故が起きてしばらくの間、私は後悔と懺悔の中にいた。

私たちの世代が建設を許し、稼働を止められずにいる原発が事故を起こしたにも関わらず、降り積もった放射能は私たち以上に子や孫、更にそれ以降の世代へ影響を与え続けてしまふ。自分が生きてる間に決着を付けられない、取り返しのつかないことを引き起こした世代の人間として、何をすべきかも分からぬまま、私は目の前のことに追われていた。「子どもたちを放射能から守る活動」と言えは聞こえはいいが、心境としては「贖罪」だった。この基本感情は今も変わっていない。

せめて、すべての原発を止めさせなければならぬ、そうでなければ私たちの世代は自らの責任を果たせない。私の第一のふるさと北海道に新たな最終処分場問題が起ったことで、私はそのことを悟った。原発を世代の問題に限る気はまったくなく、自分がすべきことは分かったつもりだ。

# Vol.1 核ゴミ最終処分問題点

社会科学的知見から観る

核ゴミ問題担当世話人 マツコトウ恵美香

国は現在、「第6次エネルギー基本計画」の改訂にかかる政府案に対し、国民の意見を募集している。(募集期間9月3日～10月4日/資源エネルギー庁長官官房総務課)

幌延深地層処分研究計画の9年もの延長に続き、寿都 神恵内が高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定にかかる文献調査への応募により、核ゴミ最終処分の必要性、技術的安全性、合理性について理科学的知見から反論する識者の意見を多く目にするようになった。

本稿では核ゴミの最終処分問題を社会的要件(法律・政策・経済)の知見から考察する。

## 「核ゴミ最終処分は深地層への埋設が最善か」見極める議論の必要性

処分地選定議論の不健全さ アンフェアな核ゴミ最終処分計画の進め方

神奈川工科大学 藤村陽教授は以下のように論旨の欠落を指摘している。

- 高レベル放射性廃棄物は量が少ない・待てば放射能が減る
- 原発を停止しても現に(放射性廃棄物)は存在している
- ゴミの量を減らす(原発を稼働しない)という選択が論点にない
- 原子力の恩恵を享受した世代が解決すべきかどうか?! 次世代に押し付け強引で短絡的に結論付けている点が理不尽
- 推進側の主張ばかりが法制化される

国はガラス固化体を

キャニスターに封入し、重く体積の大きいオーバーパックを地中に埋設投棄するとしているが、使用済核燃料の移送、加工(再処理・ガラス固化)、封入、埋設、保管までのどの時点においても、我が国では核廃棄物の処理余分について万が一の際の賠償責任範囲など具体的な基準や手続きを法律上、一切、規定・確約していない。

一方、住民意志を意図して反映せず、深地層処分が最善であるとして処分地選定だけを最優先に進めている。一足飛びに10万年という遙か未来の先まで核ゴミを安全に管理保管(あるいは埋め捨て)出来

るといふ推進論に踏襲し続けたあまり、今在る私たちが使用済核燃料によって補償なく危険な目に遭いかねないこと、非民主的手続きによって、「住民権利を侵害され続けている」という重大な実害」は置き去りにされている。話題に上がった3自治体がすべて北海道内であることから、「核ゴミはどのみちいずれ北海道のどこかに押し付けられる」などと諦め受身になる前に、いま一度、原子力全般についての公論形成プロセスを見直そう。

### 法律・国の政策から検証する

①「特定放射性廃棄物に関する法律」は、事業者や国の責任条件を縛るものなのであり、これによって国民の負担や責務を押し付けられるべきでない。あくまで原子力発電事業の受益者は電力会社。法の細則は、時の事情に拠って書き換えられる。(賠償責任範囲、原子力警戒予備範囲なども、平成26年の改訂時に坑道入口周辺50mの規定さえ削除された)

※山本行雄弁護士は著書「10万年の太うそ」の中で「核」最終処分地選定手順に法的根拠は全くない。このままでは法に拠らない行政の暴走を許すことになる」と指摘している。

② 法律上、核ゴミと規定される特定放射性廃棄物は原子力

廃棄物全体のほんのわずか。本年9月29日の原子力規制委員会定例会では廃炉によって生じるL3までの低レベル放射性廃棄物の規制基準が決められた。これにより処分場の条件(総量見通し、深度、期間など)がすべて整備され、処分場の被ばく線量は国際基準に併せて年0.3mSvレベル以下に抑える必要があるとしている。(表1)

放射性廃棄物の種類と処分方法(表1)

放射性廃棄物の種類	処分方法	隔離時間
L3 例 解体コンクリート・金属	穴を掘って埋める	地表近く 約50年
L2 例 廃液、フィルター、手袋など	コンクリート製の箱に入れて埋める	約300年
L1 例 制御棒など	処分場を整備	70m以上深い地下 約10万年
ガラス固化体(核のゴミ)	地層処分	300m以上深い地下 約10万年

参考資料:毎日新聞

※室蘭市への福島由来の放射性PCB廃棄物中間貯蔵問題などは廃炉に拠るものでなく指定廃棄物ではあるが、高レベル放射性廃棄物以外の区分を道内に持ち込む先例となりがねない。重要土地調査規制法などの法律併用、乱用が懸念される。

放射能廃棄物の放射能レベル

③ 「処分地選定にかかる文献調査に応募すると二度と降りられない」という表現は妥当

でない。高知県東洋町の前例に習って住民が強い意志を示せば、撤回することは可能。(橋本大二郎元高知県知事講演/本年7月寿都町)

※ただし、現行法では応募の撤回や、概要調査以降の可逆性・回収可能性に関する記述が不十分で、判断は文献調査からでなく概要調査以降に自治体首長(知事に託されている)・住民意志の示し方・汲み取り方・判断は自治体に任せられている(経産省)

④ 現行法上、かならずしも「使用済核燃料の全量を再処理しなければならぬ」とまでは規定されていない。

※法の立て付け上、事業者が使用済核燃料のまま管理保管・深地層処分できなく乾式貯蔵など別の方法に決めれば可能(経産省委員会2018年9月)

⑤ 埋め捨ては違憲? 原子力事業全般は住民が安全で健康に生きる権利を侵害するもの。とりわけ、核ゴミ最終処分については、未来のどの地域にも受益者が存在しないことから、将来の国民にとって議論不可能。フェアでなく、完全に一方的な押し付けとすれば権利侵害ではない。

⑥ 学術会議の提言(核ゴミ暫定保管、総量管理、他処分方法の検討を含む公論形成)

※核ゴミの未来を決めることで、かつて原発依存状態を継続することになりかねない可能性を示唆。

**最終処分を担う存在の不確実性**  
**最終処分事業者NUMO**  
(原子力発電環境整備機構)の責任

法律に掲げられている条件が常にすべて現実になっているか、実現可能か、実現できなかった際の事業者の社会的制裁措置規定(刑事罰や罰則金など)も現時点でNUMOに課せられていない。現に法律に記された通り核ゴミが最終処分された事は国内では過去に一例もなく、目標を指した状態のまま。

**「深地層処分に関する過酷想定(最悪シナリオ)は無い**

(近藤駿介NUMO代表理事  
2018年発言)

最終処分事業を担う事業者NUMOについて、権利・義務・責任範囲が明確でなく、以下のような法理上の都合台主義的な逃げ道が用意されている。

**雑則 第七十四条(業務困難の場合の措置)**

1 「機構が経済事情の著しい変動、天災その他の事由により最終処分業務の全部又はその大部分を行うことができなくなった場合における当該最終処分業務の全部又は一部の引継ぎ、当該機構の権利及び義務の取扱いその他の必要な措置については、別に法律で定める。」

2 前項の場合において、同項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、経済産業大臣が、政令で定めるところにより、当該最終処分業務の全部又は一部を行うものとする。」

国はそのときの事情でエネルギー計画全体や即した法律を改訂する。このため、最終処分に関する細則改変(基準や閾値、配慮の範囲、責任所在を含む)や再処理に見通しがつかず固化ガラスでさなければ、直接処分埋め捨てる、あるいは事業者が放置したまま責任放棄も懸念される。

指摘のように最終処分法は穴だらけであることから、「主権者である国民の求めによって法律を改善(廃止、変更、新設)できる可能性もゼロではない」と希望を持ちたい。

※社会科学的知見から観る核ごみ最終処分の問題点②③  
 政策・経済に続く

**<出典・参考委資料>**

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成12年法律第117号)施行日:平成28年4月1日(平成26年法律第69号による改正)  
 「システム統合を反映した限界費用の試算」(総合資源エネルギー調査会発電コスト検証ワーキンググループ第5回会)2021年4月26日東京大学生産技術研究所 荻本和彦・本エネルギー経済研究所 松尾雄司)  
 原子力市民委員会「原発を温存する新たな電力市場の問題点」(2020年5月)、「原発ゼロ社会への道 2017 — 脱原子力政策の実現のために」(2017年12月)、新外交イニシアチヴ「第6次エネルギー基本計画に対するNDの意見」  
 原子力資料情報室「コストワーキンググループが新試算 について」(本年8月1日)、第6次エネルギー基本計画案案に見る 危険な原子力政策(本年9月2日)、冊子「どうする? 原発のゴミ」、「高レベル放射性廃棄物」はふやさない、埋めない(地学団体研究会2019年7月31日)、「再び作られる原発安価論」(大島堅一・松久保肇「世界8月号」本年8月1日)、山本行雄「10万年の大そ」(2020年2月22日)、高レベル放射性廃棄物(HLW)の地層処分をめぐる 社会的受容性と可逆性 松岡 俊二(2019年9月6日)  
 「高レベル放射性廃棄物の地層処分問題」(神奈川工科大学 藤村陽「科学」2007年11月号)

**つたえる**

**和氣文庫**

2年前、泊原発の廃炉をめざす会の賛同人でもあった故和氣和民さんのご遺族から書籍を寄贈していただきました。

和氣さんは北大医療短大教授などをお勤めになられた、生物学博士。2019年1月に亡くなられました。

学者さんあるあるでしょうが、残された書籍量は膨大だったそう。「原発関係の書籍類を寄贈したいのですが」と、お嬢さんからお話があり「イベント時に格安で売却することにしますが、それでもよろしいですか?」とお伝えしてお譲りしていただくことになりました。

事務局会議を開いているとき、お嬢さん自ら事務所までダンボール箱3箱を運んでくださいました。



▲ 故 和氣和民さん



▶ 寄贈していただいた書籍の一部

した。箱を開けて驚いたのが、さすが学者先生、集めていらっしゃる本が違う: 原子力発電所関係だけではなく原子爆弾の関連の本もあり、大変貴重なものでした。

イベント時に箱ごと持ち出し、いくつか売却しましたが、なんとイベント場所で「和氣さんの本は売るのはもったいない、会員みなで読んだ方が良い」と、売却を取りやめ、収蔵することになったのです。

そして、これらの本をまず、データ化することにしたのですが、直後にcovid-19により事務所の閉鎖が続く、全く手が付きません。

せっかくなので遺族の気持ちに報いる為にも、何とか早くデータ化して、会員さんの間で読んでいただけるように頑張ります。

事務局 村本深雪

# 寿都町長選 応援報告記



越前谷さんと後援会事務所

昨年8月、北海道後志管内にある寿都町長の「放射性廃棄物処分場に係る文献調査に応募する」との爆弾発言が日本国を駆け巡りました。あれから1年が過ぎ文献調査に手を挙げたことを争点に、現職町長と越前谷由樹氏の間で町長選が戦われることになりました。この原稿が活字になる頃には町長選の結果がでてくる筈ですが、以下は越前谷さんを応援する者として「魔炉の会マンガリーフ」「さよなら泊原発ボケットティツシユ」「核ゴミいらぬラミネートカード」の三点グッズを町内に配り歩いた報告記です。

## 【9月7日 火曜日】

待ち合わせの手稲区役所前から同行のK氏運転の車で一路寿都町へ。寿都「道の駅」で、美味しい昼食を！と乗り込んだものの、COVID-19の為に閉鎖中。残念。

◆越前谷候補後援会の田原さんを訪ね後援会事務所訪問。後援会事務局長の神さんと情報交換。町の住宅配置状況を教示して貰い田原さんと泊原発三基を見据える弁慶岬に。その足で現地NUMOを突撃訪問。ここには7名もの職員が配置されているが、職員がどこに住んでいるか町民は誰も知らない。通された部屋には資料や写真が貼られているが無味乾燥で能面のよう。

◆いよいよ魔炉に向けた三点グッズの全戸配布を開始。町内中心部を重点に夕刻まで配布。夕食を買い込んで本日「宿」ペンションメローへ。日本海に沈む寿都の美しい夕日は「核ゴミ」とは相いれない。

## 【9月8日 水曜日】

◆宿から街中まで三点グッズを配布しながら、風力発電巨大風車の直下に立ち羽音を体感し街中へ。K氏と二手に分かれ中心部の国道より海

側に配布。道の駅で昼食と休憩を兼ねて一段落。昼食後後援会事務所を訪問。ここで越前谷氏と邂逅。情勢等を含め情報交換。支援仲間とジャガイモパーティーの準備をしていました、と嬉しそうなお表情。初対面だが優しさの中に意思の強さを感じた。午後海側住宅地に精力的に三点グッズを配布。夕方帰宿し平均年齢73歳の二人は早々に就寝。

## 【9月9日 木曜日】

◆宿のオーナーに別れを告げ帰途に。途中蘭越町との境界まで海沿いに沿って三点グッズを配布。配布の道すがら、海岸に降りて視た寿都の海の水は限りなく美しく、あらためてここに核ゴミはあり得ないと強く思った。

寿都町の人達の意識の、あるいは無意識の選択の結果はどうだったのでしょうか。3点グッズを手にとった人達は何を感じたのでしょうか。選挙結果に関わりなく原子力と放射能の闇との闘いは、現在の私達泊原発の廃炉裁判同様長い長い闘いになることを再確認した三日間でした。

2021年9月10日

事務局 廣谷淳一

# 北大ポプラ並木を「チャリティー散歩」

10月5日、札退教東区の皆さんの参加を得て16名程でチャリティー散歩を実施しました。

住民に分断をもたらしこれから先数十年、数百年と全道に多大な影響を与える寿都での核ゴミの文献調査に反対している寿都町民の方々に支援しようと呼びかけました。また、一人でも多くの人に訴えるため各自「核ゴミいらぬ」のカードをバッグなどに着けてクラーク会館前で全体写真を撮り出発。

90歳前後の方々も参加もありのんびりゆつくりとおしゃべりを交え、久しぶりのポプラ並木という人が多数。その後、長期休館だった博物館に向かいたつぷり見学したあと館内にあるカフェで西興産牛乳で作ったソフトクリームを堪能。

歩きながら原発について数々の疑問を反芻していました。  
1・捨てる場所もないのになんで核ゴミを出し続けるの？  
2・電気は足りているのになんで危険な原発を再稼働させるの？

3・再処理工場さえ予定から28年経っても未完成なのにまし



▶ 札退教東区のみなさんと

てや再々処理工場を作ったMOX燃料は処理しますなんて夢物語でしょうか？  
4・東電は誰一人事故の責任はとっていないけどそれではないの？  
5・そもそも核ゴミ処理業者のニューモは信頼できる組織なの？  
などです。  
寿都町長選は脱原発に向けての長い長い闘いの一つの出発点だと感じました。狡猾な推進派に対抗するには飽きずに多彩な方法で多くの人に訴えていかなければと思います。

地域連絡会報告

泊原発の  
廃炉をめざす

札幌北区の会

神恵内村に「ハイロ通信」戸別配布

泊原発の廃炉をめざす札幌北区の会「ハイロ通信 From 北区」を昨年3月から発行し、9号になりました。この期間、コロナ禍で、会議等を開けない状況が続きました。その中で「通信」発行活動は大きな役割を発揮しました。多くの人たちの執筆協力があることと原発に関する専門的な論文を掲載して、じっくり学習する機会にもなりました。

昨年10月、核ごみ処理場調査に受諾した神恵内村在住の滝本正雄氏から核ごみ誘致に反対する思いの詩が寄せられた8、9号を、神恵内村の新聞折り込みで戸別配布させて頂きました。村民からは「室工大宮尾正大先生の『寿都・神恵内と核のごみ』の記事は易しく判り良い内容、勉強になります」との声も滝本氏のところにも届いています。  
廃炉めざす「通信」を広めていきたいと思っています。



共同代表 富田素實江

十勝連絡会

4月から12月まで、十勝管内すべての市町村で脱原発を訴えスタンディングの計画でしたが、5月、6月は「緊急事態宣言」で中止。7月から、初めて広尾町で13人、中札内村14人、浦幌町22人、昨年に続き豊頃町でも14人で実施。

浦幌町と言えば「廃炉の会」代表の市川守弘さんが、アイヌのサケ獲得権回復を求めてラポロアイヌネイションのみなさんと裁判で闘っています。午前中に市川弁護士とラポロアイヌネイション会長の差間正樹さんからお話を聞き、昨年からラポロアイヌの取材を続けている映画制作クルーや、ゼミの研究で北海道を訪れている大学院生、そして会員も多数参加しました。

午後からのスタンディングでは、市川弁護士や差間会長もスピーチ。「私たちの大地、海、川を汚してはなりません」と会長のアピールが印象に残りました。

しかし再び「宣言」が発令され、28日に予定していた新得町（さよなら原発）新得会と共催）から中断が続いています。

スタンディングは10月9日鹿追町から再開し、年内は池田町、更別村、土幌町、上士幌町と続き、12月11日の帯広市で最後となります。



撮影：菅原哲也

十勝連絡会事務局  
菅原哲也

泊原発廃炉の会・そらち

昨年春に入会し、「周産期死亡率の増加」の紹介をさせていただきました。福島原発事故による死者の存在を疫学的に証明した日独共同研究で、大阪にいたときの知人が参加しているものです。こうした健康被害の実態を世間へ周知できれば、再稼働も核燃料サイクル政策全般も止める決め手のひとつになると考えています。

核ゴミ問題については、処分候補地さえ決まれば直接処分に変更して強行されることも心配です。「核ゴミ問題を考える北海道の会」の主催で7月に行われたパネルトークでの寿都町・三木さんのお話は、「地域が分断されないように対話を進めたい」「自身の職業を大切にして活動を継続していきたい」が要点と私は聞きました。お考えを尊重して応援したいと考えております。



副会長 三浦一略

公開質問状の回答を発表

10月12日「泊原発を再稼働させない。核ゴミを持ち込ませない北海道連絡会」は道庁記者クラブで次期衆議院選の立候補予定者に送った、最終処分場などについての質問の回答を発表した。

9月20日時点で立候補を表明していた40人を対象に質問を送り、10月10日までに23人から回答があった。

市川守弘代表は、次期衆議院選の候補者選びの参考になればと発表する意図を話しました。質問は「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例の遵守」「核ゴミの最終処分場選定に向けた文献調査への応募」「泊原発の再稼働」についての3点。

「文献調査への応募を撤回すべきか」の質問には「撤回すべき」19人、「その他」4人。自民党は2人がその他を選び「自治体の判断を尊重すべき」と回答した。

「撤回すべき」を選んだのは立憲民主党、共産党などで、「原発の再稼働」でも全員が再稼働反対。自民党の候補予定者は「電力の安定を最優先」「原発の安全性を優先し、適合と認められれば再稼働させるべき」との立場を示した。



原発マンガ紹介

「深海魚」  
「デビルフィッシュ(蛸)」

「深海魚」「デビルフィッシュ(蛸)」は、鉄腕アトムの手塚治虫やべららの池田理代子ほどの名が知られていない漫画家勝又進の原発労働者を描いた短編である。

勝又は1960年代半ばの学生時代にマンガ雑誌「ガロ」への4コマ漫画の投稿で「デビュー」している。勝又の来歴に興味はなかったのだが、70年前後のガロに見る勝又作品の中に、理系大学キャンパスや往時の学生運動の断片が描かれていたことで合点した。勝又は東京教育大学(現つくば大学)の物理学科に籍をおき大学院での専攻は原子核物理学だったのである。そして宮城県桃生郡河北町(現・石



※「深海魚」「デビルフィッシュ(蛸)」は現在、青林工芸社の短編集「深海魚」に収められている

巻市)で生まれていることから原発と自身との関係性を自問するには十分な根拠があったのだと想像させる。  
「深海魚」の中で、原発制御室?を取材する女性の一団の前のモニターに作業員が映し出されると、モニター操作の電力会社社員と思しき男が「しっしっ」とモニターに向かって叫ぶコマ、「デビルフィッシュ(蛸)」のラストに語られる「タコは自分のからだを食うというけどどこどちらも似たようなもんさね」「でもタコはまた足が生えてくるけどね」のコマが、被曝労働者の命を燃やして灯りや暖をとりに続けてきた私たちに問いかける。  
そしてイチエフのメルトダウンを知ることなく2007年12月に63歳で勝又は死没。  
事務局 廣谷 淳一

上映会のお知らせ

映像資料に学ぶ  
原子力とキノコ雲

2011年3月14日午前11時、福島県双葉郡双葉町と大熊町にまたがって立地する東京電力福島第一原子力発電所(通称イチエフ)の第三号原子炉の建屋の屋根が吹き飛び、そこからキノコ雲が立ち上がりました。原子炉のメルトダウンで爆発的なエネルギーで放射能が飛散した爆発事故です。広島、長崎に続く三番目のきのこ雲が国内に立ち上りましたが、世界ではすでに土・空・海を汚しながら二千数百回ものきのこ雲が立ち上がっています。

人工的な放射能汚染が始まって1世紀にも満たない現時点で、原子力や核について人間が映像でどう表現してきたかを見据えておくための今回の取り組みです。

上映予定

- 第1回 ゴジラ (1954年)
- 第2回 10万年後の安全 (2009年)
- 第3回 みえない雲 (2006年)
- 第4回 ETV特集忘却に抗う～福島原発裁判・～原告たちの記録 (2018年)
- 第5回 ひろしま (1953年)
- 第6回 映像の世紀～米ソの核 開発競争 (1995年)
- 第7回 東京原発 (2004年) 注)①③⑤⑦は劇映画

11月14日  
第1回上映予定



毎月14日の午後2時から  
マンスリーで行います。  
(会場はエルプラザ/無料)

11月からスタートの予定です。会場決定は開催の1週間前ですので 参加希望の方は必ずお問い合わせください。

お問合せ先  
TEL 090-8370-4610  
(事務局 廣谷)

口頭弁論報告会

2021年9月21日口頭弁論には傍聴希望者25人全員が傍聴され、その後の報告会では30人が参加しました。

裁判の感想・意見

期限のない仕事はない！  
と言う言葉は裁判所にはないのか。

裁判員裁判を導入したら、この裁判はどうなるのか。

裁判長の次回1月設定も2月の北電の論告をもって結審の流れとみた。

報告会の感想・意見

北電は規制委という裁判と関係のないことで引延ばしている。

とてもためになる。

次回口頭弁論

2021年11月16日(火) 14:00～  
札幌地裁 (札幌市中央区大通西11丁目)

- 傍聴抽選 ～13:30 札幌地裁
- 集会 13:50～ 傍聴抽選に外れた人対象
- 報告会 口頭弁論終了後～16:00
- 会場 北海道高等学校教職員センター (札幌市中央区大通西12丁目)